

市民法律講座（離婚）

平成25年5月11日

担当弁護士 増田浩之

第1 離婚について

1 離婚手続の種類

離婚の種類には、①協議離婚、②調停離婚、③審判離婚、④認諾離婚、⑤和解離婚、⑥判決離婚の6種類あります。ここでは、事例の多い協議離婚、調停離婚、判決離婚の3種について説明します。

2 協議離婚

夫婦で協議して離婚する方法です。

(1) 離婚協議書

離婚そのもの及び離婚に関連する諸問題（養育費、面会交流、財産分与、慰謝料、年金分割）について、離婚協議書を交わすと、後日の紛争を防ぐことが期待できます。

さらに、養育費、財産分与、慰謝料等については、単なる協議書ではなく、執行認諾文言付きの公正証書を作成しておくこと、支払の確保が容易になります。

(2) 離婚届の提出

夫婦間で離婚の合意をただけでは離婚したことにはならず、離婚届の提出が必要です。

（参考）離婚届の提出（法務省のHPを抜粋，要約）

1 手続対象者

- (1) 協議離婚の場合には、離婚をしようとする夫婦、
- (2) 裁判離婚（判決・調停・審判による離婚）の場合には、離婚をした当事者

2 提出時期

- (1) 協議離婚の場合には、随時、
- (2) 裁判離婚の場合には、裁判が確定した日から10日以内

3 提出方法

届書を作成し、届出人の本籍地又は所在地の市役所、区役所又は町村役場に届け出てください。

なお、届出の際には、届出人の本人確認のため、本人であることを証明する（運転免許証やパスポートなど）を持参してください。

※ 裁判離婚（判決・調停・審判・和解による離婚）の場合には、本人確認書類の持参は不要です。

4 手数料

手数料はかかりません。

5 添付書類・部数

- (1) 協議離婚の場合には、離婚届書に成年の証人2名の署名押印が必要です。このほか、添付書類が必要となる場合がありますが、詳しくは、届出先の市区町村にお問い合わせください。

- (2) 裁判離婚の場合の添付書類は次のとおりです。

- ・判決離婚のとき、判決の謄本と確定証明書・各1通
- ・調停離婚のとき、調停調書の謄本・1通
- ・審判離婚のとき、審判書の謄本と確定証明書・各1通

6 申請書様式

届書用紙は、市役所、区役所又は町村役場で入手してください。

7 記載要領・記載例

別紙1のとおり。ただし、例示した事例と相違する場合には、市区町村にお問

い合わせください。

8 提出先

届出人の本籍地又は所在地の市役所，区役所又は町村役場

9 標準処理期間

届出先の市区町村にお問い合わせください。

(3) 不受理申出制度

相手方が離婚届を勝手に提出して離婚させられることのないよう，不受理申出の制度があります。

(参考) 不受理申出制度 (千葉市のHPより抜粋)

1 申出できる届出の範囲

不受理申出ができる届出は「婚姻」「協議離婚」「養子縁組」「協議養子離縁」「認知」です。

2 申出人

不受理としたい届出にかかる本人のみ

本人以外は受付をいたしません。また郵送での受付もしていません。

3 申出地

申出人の本籍地

本籍地以外で提出される場合でも受付いたしますが，申出書のあて先（申出書の左上，申出日のすぐ下のところ）は必ず本籍地の市区町村長あてになります。

4 必要書類

申出人の印鑑

申出人の本人確認できるもの（運転免許証，パスポート，写真付き住民基本台

帳カード，外国人登録証)

5 不受理期間

申出をした日から不受理申出取下書の提出があるまでの間となります。法律改正以前は6か月が最長でしたが，この期間が撤廃されました。

3 調停離婚

家庭裁判所における調停により離婚する方法です。

離婚調停とともに婚姻費用(後述)分担調停も申し立てておけば，離婚成立までに時間がかかっても，生活費を確保することができる場合があります。

(参考) 夫婦関係調整調停(離婚)(最高裁判所のHPより抜粋，要約)

1 申立人

夫又は妻

2 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

3 申立てに必要な費用

収入印紙1200円分

連絡用の郵便切手

4 申立てに必要な書類

- ・申立書及びその写し1通

- ・標準的な申立添付書類

 - ・夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)

 - ・年金分割のための情報通知書(年金分割割合についての申立てが含まれて

いる場合。各年金制度ごとに必要となります。) ※

※ 情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。情報通知書は、発行日から1年以内のものが必要になります。

申立時に、申立書のほか、各家庭裁判所が定める書式（申立書付票など）に記入していただくこともあります。

5 申立書の書式及び記載例

別紙2のとおり

6 手続の内容に関する説明

Q1. 離婚した方がよいかどうか判断がつかずに悩んでいるのですが、調停を申し立てた場合、手続はどのように進みますか。

A. 申立書には、離婚を求めるのか、円満調整を求めるのか記入していただくことになりますが、調停での話し合いの方向は、必ずしも記入した方向に決められるものではありません。離婚を求めた場合でも、話し合いを進めてきた結果、もう一度円満にやり直したいという気持ちになれば、円満調整の方向で調停を進めることができます。また、申立人は、調停での話し合いの結果、調停を続ける必要がなくなったときは、申立てを取り下げることができます。

Q2. 調停をしないで裁判をすることはできないのですか。

A. 離婚の裁判をするには、原則として、調停の手続を経ることが必要です。ただし、相手方が行方不明である場合など、調停をすることが不可能な場合には、最初から裁判をすることができる場合もあります。

Q3. 相手方が調停に出席しなかったり、出席しても離婚に応じないときは、どうなるのですか。

A. 調停は、双方が裁判所に出席して、話し合いにより、自主的な解決を図る制度です。相手方の協力が必要です。調停委員会は、相手方に出席するよう働き掛けを行ったり、双方の合意ができるよう調整に努めたりしますが、相手方が

出席しない場合や双方の合意ができない場合には、調停は不成立として終了することになります。この場合、あなたが離婚を求めたいときには、離婚の裁判を提起する必要があります。

Q4. 離婚の調停が成立した場合、どのような手続をすればよいのですか。

A. 申立人には、戸籍法による届出義務がありますので、調停が成立してから 10 日以内に、市区町村役場に離婚の届出をしなければなりません。届出には、調停調書謄本のほか、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。また、年金分割の割合を決めた場合には、年金事務所等において、年金分割の請求手続を行う必要があります（家庭裁判所の調停に基づき自動的に分割されるわけではありません。）。

4 判決離婚

(1) 判決離婚とは

裁判所に離婚原因の存否を判断してもらって、判決により、強制的に離婚する方法です。

(2) 調停前置主義

いきなり離婚の裁判はできず、まずは調停による解決を図らなければなりません。ただし、相手方の生死不明、行方不明、心神喪失などの場合は、調停不要とされます。

(3) 管轄

夫婦のいずれかの住所地の家庭裁判所

(4) 離婚原因

民法 770 条 1 項各号に定めがあります。

ア 不貞行為（1号）

配偶者のある者が自由な意思に基づいて配偶者以外の者と性

的關係を結ぶことをいいます。異性とメール・電話・食事等の程度では足りません。不貞を働いた配偶者のみならず不貞相手に対しても慰謝料請求できる場合があります。

イ 悪意の遺棄（２号）

正当な理由なく，夫婦の同居，協力，扶助義務を履行しないこと

ウ ３年以上の生死不明（３号）

エ 回復見込みのない強度の精神病（４号）

オ その他婚姻を継続しがたい重大な事由（５号）

D V，犯罪，過度の宗教活動等を総合して，婚姻関係を継続しがたい重大な事由が認められるか判断されます。

(5) 有責配偶者からの離婚請求

婚姻破綻につき専ら又は主として原因を与えた当事者からの離婚請求は認められないのが原則です（判例）。

ただし，

a.夫婦が相当の長期間別居し，

b.その間に未成年子がない場合には，

c.離婚により相手方が極めて苛酷な状態におかれる等社会正義に反するといえるような特段の事情のない限り，

有責配偶者からの請求であるとの一事をもってその請求が許されないとすることはできない（判例）とされています。

(6) 復氏

婚姻により氏を変更していたものは，離婚により当然に元の氏に戻ります。

(参考) 離婚と氏

1 親の氏

(1) 原則

離婚すると婚姻前の氏に戻ります(復氏)。

⇒婚姻前の戸籍に入籍 or 新戸籍を編製

(2) 例外

婚氏続称するためには3か月以内に届け出る必要があります。

⇒新戸籍を編製

実際には、離婚届提出の際、あわせて婚氏続称の届出をすることが多いよう
です。

2 子の氏

親の一方が離婚によって婚姻前の氏に復しても、当然には子の氏は変更されず、
戸籍についても、子は婚姻中の戸籍筆頭者の戸籍に残ったままです。

復氏した親の氏を称し、その戸籍に移りたいときは、家庭裁判所に子の氏の変
更許可審判の申立てを行い、審判を得たうえ、戸籍の届出が必要です。

第2 親権

1 親権とは

成年に達しない子を監護、教育し、その財産を管理するため、そ
の父母に与えられた身分上および財産上の権利・義務の総称のこと
です。

2 親権者の指定

いずれの離婚手続の場合でも、未成年の子がある場合には、親権
者を決めなければなりません。

3 親権者の変更

離婚成立後に親権者を変更するには家事審判による必要があります。

4 親権者・監護権者指定の判断基準

- (1) 監護の継続性
- (2) 奪取の違法性
- (3) 母性優先の原則
- (4) 監護能力
- (5) 面会交流の許容
- (6) 子の意思
- (7) きょうだいの不分離

第3 養育費

1 養育費とは

非監護親が監護親に支払う子を養育するための費用のことです。

2 養育費の額

夫妻それぞれの年収，子の人数や年齢をもとに算出します。

ただ，養育費には相場があり，争った場合でも，算定表の幅の範囲内で養育費が決まることが多いです（別紙3）。

3 養育費の増減額請求

父親又は母親が再婚した場合，新たな子が出生した場合，職業・収入・社会的地位が変化した場合など事情が変化した場合には，一旦決められた養育費の額の増減を求める調停を申し立てることができ，調停で解決しない場合は，裁判所が決めます。

第4 面会交流

1 面会交流とは

非監護親と子が面会することです。

離婚成立後に限らず，離婚調停・訴訟中も問題となります。

面接交渉を認めるべきかどうかは，専ら子の福祉の観点から判断されます。

2 面会交流実現の方法

当事者間で合意ができればそれにより実現できますが，合意ができない場合は，面会交流の調停，審判の場で面会交流の実現を図ることとなります。

第5 財産分与

1 財産分与とは

離婚した夫婦の一方が他方に対して財産の分与を求める権利のことです。

2 財産分与の種類

①清算的財産分与，②扶養的財産分与，③慰謝料的財産分与の3種類あるといわれています。

3 清算的財産分与

(1) 対象財産

a.婚姻時から別居時までにした財産（借金も含む）。名義は関係ありません。

b.婚姻前から有していた財産や婚姻中でも相続，贈与により取得した財産は対象となりません（固有財産ないし特有財産）。

(2) 分与割合

原則折半5：5（積極・消極財産ともに）

第6 慰謝料

1 離婚による慰謝料とは

①不貞行為，暴力等離婚原因に該当する個々の不法行為に基づく慰謝料と，②相手方の有責行為によって離婚せざるを得なくなったこと自体による慰謝料とがあり，①②は離婚時に一括して請求される場合が多いです。

2 相場

裁判所で認められている平均的相場は，一概には言えませんが，200万円とも150万円とも言われています。

ただ，交渉段階では，夫婦の合意により，相場と離れた慰謝料が支払われることがあります。

3 消滅時効

損害及び加害者を知ってから3年で消滅時効にかかります。

第7 年金分割

1 年金分割とは

夫婦が婚姻中の厚生年金や共済年金の保険料の納付実績を分けることで，将来もらえる年金額を変動させることです。年金額そのものを分けるものではありません。

分割の対象は厚生年金，共済年金であり，国民年金は分割の対象とはなりません。

一般的に，夫婦の収入格差が大きいほど，また，婚姻期間が長いほど，分割による年金増が見込めます。

(参考) 厚生年金の分割について (日本年金機構のHPより抜粋)

1 合意分割制度

平成19年4月1日以後に離婚等をし、以下の条件に該当した時、当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を当事者間で分割することができる制度です。

- ・婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）があること。
- ・当事者双方の合意または裁判手続により按分割合を定めたこと。（合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が按分割合を定めることができます。）
- ・請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内※）を経過していないこと。

なお、平成19年4月1日前の婚姻期間中の厚生年金記録も分割の対象となります。

また、合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったとみなされます。

したがって、3号分割の対象となる期間は、3号分割による標準報酬の分割に加え、合意分割による標準報酬の分割も行われます。

2 3号分割制度

平成20年5月1日以後に離婚等をし、以下の条件に該当したときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- ・婚姻期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）があること。
- ・請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内※）を経過していないこと。

なお、「3号分割制度」については、当事者双方の合意は必要ありません。ただし、分割される方が障害厚生年金の受給権者で、この分割請求の対象となる期間

を年金額の基礎としている場合は、「3号分割」請求は認められません。

3 分割請求の期限

分割請求の期限は、原則として、次に掲げる事由に該当した日の翌日から起算して2年以内です。

(1)離婚をしたとき、(2)婚姻の取り消しをしたとき、(3)事実婚関係にある人が国民年金第3号被保険者資格を喪失し、事実婚関係が解消したと認められるとき

第8 婚姻費用

1 婚姻費用とは

婚姻中、夫婦間で分担すべき生活費のことです。子がいる場合は、子の養育費も含まれます。

2 対象期間

請求時（争いあり）から離婚成立あるいは別居解消までとなります。

3 算定方法

夫妻それぞれの年収、子の人数や年齢をもとに算出します。

ただ、婚姻費用には相場があり、争った場合でも、算定表の幅の範囲内で決まることが多いです（別紙4）。

第9 履行確保

1 履行勧告

家庭裁判所で決めた調停や審判などの取決めを守らない人に対して、それを守らせるための履行勧告という制度があります。相手方が取決めを守らないときには、家庭裁判所に対して履行勧告の申出をすると、家庭裁判所では、相手方に取決めを守るように説得した

り，勧告したりします。

履行勧告の手續に費用はかかりませんが，義務者が勧告に応じない場合は支払を強制することはできません。

- 2 履行命令
- 3 金銭寄託
- 4 強制執行

以上